平成30年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 抜粋版 (イギリス)

# 4-4-3 民間の取組

EU 木材規則に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者(オペレーター)としてデューデリジェンスを実施している3社にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

## 1) 業界団体:イギリス木材貿易連合

イギリスに拠点を置く業界団体であるイギリス木材貿易連合(UK Timber Trade Federation: TTF)は、会員事業者に対してデューデリジェンスシステムとツールを提供し、

<sup>42</sup> その他の国は、10 事業者 (ルーマニア)、10 事業者 (デンマーク)、1 事業者 (フランス)、3 事業者 (アイルランド) 等である。

<sup>43</sup> 詳細は 4-4-3.1)章を参照

 $<sup>^{44}</sup>$  Soil Associations のデューデリジェンスシステム使用を含める年間料金は約  $14\,$  万 $\sim$ 70 万円である。料金はシステム を導入する 1 年目は高めであるが、2 年目から少しは低くなる。料金に含まれる最も大きなコストは監査に係る旅費である。

さらに各会員が適切にデューデリジェンスを実施したかどうか独立第三者機関と契約して 毎年監査を行っている。

## (1) イギリス木材貿易連合の概要

イギリス木材貿易連合(TTF)は、1892年に設立された木材関連事業者の業界団体である。約300企業が会員であり、木材輸入事業者以外にも、取引業者、代理店や、製造業者など、様々な企業が加盟している。会員企業の主な取引先は建設関係であり、家具メーカーや製紙会社は会員にはいない。2019年9月時点でEU木材規則が定める事業者(オペレーター)に該当する会員企業は約65社である。

2017 年に会員企業が購入した木材製品別金額の内訳は針葉樹材(40.0%)、広葉樹材(2.4%)、木質パネル(37.6%)、その他木材(20.0%)であった。会員企業は木材製品のほとんどを EU 域内から調達しており、2017 年における EU 域内調達量は全体の 87.4%に達した。残りの 12.6%がデューデリジェンスの実施が義務付けられる EU 域外からの輸入木材製品となる。EU 域外輸入量の製品別金額内訳は針葉樹材(8.5%)、広葉樹材(9.8%)、木質パネル(73.2%)、その他(8.5%)であった。木質パネルの主要な輸入先は中国、マレーシア、ブラジル、ロシアである。

イギリス木材貿易連合は、その「行動規範(Code of Conduct)」の中で、「木材及び木材製品を合法的で適切に管理された森林から調達することを約束する」と明記している。本規範は原則的なものであり、全会員企業が遵守義務を負う。本規範を遵守していない場合は、異議申立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回や連合からの脱退につながることがある。

### (2) 木材調達方針とデューデリジェンスの枠組み

イギリス木材貿易連合は、2003 年に策定した TFF 環境行動規範(TFF Environmental Code of Practice)に則り、2005 年には、「責任ある調達方針(Responsible Purchase Policy: RPP)」を策定した(図 4.9)。当初は署名した会員企業のみが遵守義務を負うものであったが、2008 年からすべての会員企業の義務とし、デューデリジェンス実施を導入した、2013年の EU 木材規則を受けて、2017年に「責任ある調達方針(RPP)」を大幅に改定し、デューデリジェンスの枠組みを構築し(図 4.10)、デューデリジェンスシステムの改良とツールを開発、さらには第三者による監査制度を導入した。さらに、会員事業者に対してデューデリジェンスに関するトレーニングを年間約 3 回実施し、個別にコンサルテーションも提供している。

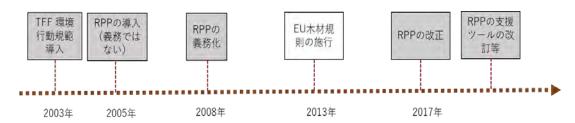


図 4.9 イギリス木材貿易連合の木材調達方針に関する経緯

出典:イギリス木材貿易連合提供資料

2017年に改訂された「責任ある調達方針(RPP)」は EU 木材規則によって事業者に課せられた義務を満たすように策定され、そのためのデューデリジェンスの枠組みが構築された(図 4.10)。枠組みでは、イギリス木材貿易連合、監査団体(Soil Association)、会員事業者の役割と関係性が定められる。イギリス木材貿易連合の役割は、デューデリジェンスシステムと実施支援のためのツールの開発と提供である。会員事業者は、イギリス木材貿易連合に木材製品購入の報告(製品、金額、量、使用される樹種、伐採国と加工国)と提供されたシステムを使用してデューデリジェンスの実施が義務となる 45。

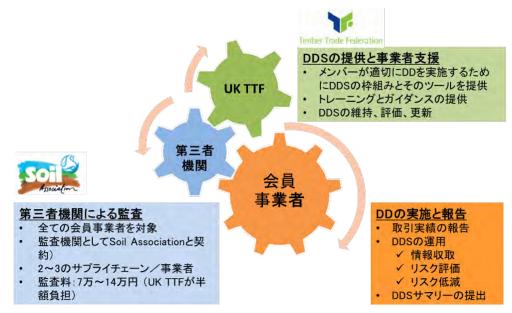


図 4.10 イギリス木材貿易連合が構築したデューデリジェンスの枠組み

出典:イギリス木材貿易連合提供資料

イギリス木材貿易連合のデューデリジェンス枠組みにおいて重要な点の一つは、第三者 監査を導入したことである。イギリス木材連合は、2017年から Soil Association と契約し、 会員事業者のデューデリジェンス実施について毎年監査を実施している。Soil Association

<sup>45</sup> ただし、イギリス木材貿易連合は、会員事業者が監視団体のデューデリジェンスシステムを使用することを認めている。

は監視団体の登録を行っているが、会員事業者に対する監査は監視団体としてではなく、専門的能力を有する外部の第三者機関として実施している。監査はすべての会員である事業者が対象であり、各会員が輸入した2~3の荷口についてデューデリジェンスシステムを適切に使用したかどうかデスクレビューで監査を行う(木材が合法的に伐採されたかどうかの検証ではない)。監査には、平均して1社あたり1日~1.5日かかり、500~1,000ポンドの料金が課せられるが、イギリス木材貿易連合はその半額を補助している。監査結果は、重大な欠陥があった場合のみイギリス木材貿易連合に報告される。なお、監査業務は、イギリス木材貿易連合との契約で実施されているため、OPSSに対して報告は行わない。

イギリス木材貿易連合は、上述した NMO が実施した中国産合板の樹種検査結果 46を受けて、会員事業者に対し、特に中国から輸入する合板のリスク低減措置として、科学的検査を奨励している。会員を支援するために検査コストの半額を補助するほか、樹種同定を行う Kew Gardens と検査費用の交渉を行っている。なお、イギリス木材貿易連合は、中国から輸入したオーク材 16 製品の産地を確認するために安定同位体検査を行ったが、4 製品で申告された産地が一致しなかった。

## (3) デューデリジェンスシステムとツール

EU 木材規則で定められたデューデリジェンスシステムは「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」の3段階から構成されるが、イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムはさらに「発表・報告」と「監査」を加えた5段階から成る(図4.11)。また、情報収集のためのサプライヤーへの質問票や、リスク評価のためチェックリスト、報告書のフォーマットなど各段階の実施を支援するツールが提供されている。

DDSのステップ	内容	提供するツール
1. 情報の収集	製品情報	サプライチェーン・マップ
	サプライチェーン・マッピング	サプライヤーへの質問表
2. リスク評価	国リスク評価	
	樹種リスク評価	リスク評価と低減措置に 関するチェックリスト
	サプライチェーン・リスク評価	
3. リスク低減	各リスクに対するリスク低減行動 を特定	現地視察チェックリスト
4. 発表/報告書作成	DDSステップ、行動、結果、結果の概要	DDSサマリー報告書様式
5. Soil Associations に よる監査	DDSの評価 TTFIに結果を報告	

図 4.11 イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムと支援ツール概要 出典:イギリス木材貿易連合提供資料

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 4-4-2.1)(3)「中国産合板の検査:デューデリジェンス検査と樹種同定」を参照

ステップ4 (図 4.11)で事業者が作成するデューデリジェンスシステムの報告には以下の内容が含まれる:

- 製品情報:サプライヤー/工場名、製品の説明/タイプ(製材、合板、窓枠等)、合同 関税品目分類(CN)コード、製品グループ、コンポーネント(例、合板のコア、その 部分またはフェイス・バック)、コンポーネントに使われているすべての樹種の一般 名(該当する場合 ⁴7には、学名)、各樹種の伐採国、輸入先国/製品の生産国、量又は 数、単位、FLEGT ライセンス製品かどうか、CITES 登録樹種かどうか、コンポーネ ントまたは製品の森林認証(FSC または PEFC)の状況、コンポーネントまたは製品 のその他の合法性認証に関する状況、その他関連情報
- サプライチェーンマップ
- 収集した文書
- リスク評価結果概要(EU木材規則で示された5つのリスク評価について説明)
- リスク低減措置概要

イギリス木材貿易連合は、特に中国で生産された合板に注視している。使用する接着剤や 品質に関するイギリス木材貿易連合の基準もあり、上述のデューデリジェンスシステムの 報告書は、中国産合板だけ個別に様式が策定されており、以下のような項目が追加されてい る:

- 製品タイプ:針葉樹 (ソフトウッド) 合板または広葉樹 (ハードウッド) 合板
- 構造用合板または非構造用合板
- 接着剤のタイプ
- 製造者ごとに工場生産管理(Factory Production Control: FPC)認証をとっているか どうか。製造者ごとの名前、または製造者の FPC 認証番号と証明書の添付
- その他接着剤の検査など合板の品質に関する質問項目

図 4.12 は、支援ツールの一例で、事業者が情報収集の際にサプライチェーンを把握し、可視化するために使われる。サプライチェーンの情報(例 伐採事業者名、森林タイプ、場所、樹種)だけではなく、その情報を裏打ちする公的・証明文書についても記載するようになっている。サプライチェーン中に特定できない部分がある場合、「無視できるリスク」とはみなされない。

<sup>47</sup> 該当する場合とは、一般名の使用において曖昧さが存在する場合や樹種リスクがあると判断される場合である。

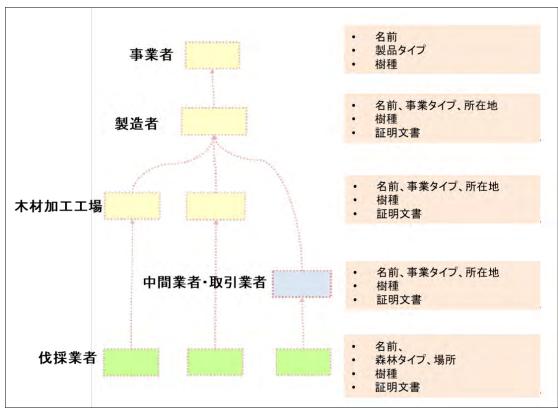


図 4.12 サプライチェーンマップ

出典:イギリス木材貿易連合提供資料

#### (4) イギリス木材貿易連合の経験と教訓

デューデリジェンスシステムの構築や会員事業者に対する支援、監査を通じて、イギリス 木材貿易連合と Soil Association の培った知見と教訓として以下が挙げられる:

- サプライヤーからの情報には、樹種虚偽、または産地国虚偽情報が多い
- 付き合いの長いサプライヤーであっても、信頼できるサプライヤーとは限らない
- サプライヤーから提出された証明文書が必ずしも当該製品のものだとは限らない
- 事業者の中には、森林認証に対する過度の依存/間違った利用が見られる
- 事業者は、公的・証明文書に十分注意して内容を理解することが必要である
- 事業者は、外国語の公的文書の内容を確認していない場合が多い
- 公的・証明文書入手はデューデリジェンスシステムの一部で、すべてではない。公的・ 証明文書を集めるだけでは十分ではない
- 伐採国に汚職リスクがある場合には、公的文書だけでは合法性を確保したとは言えない。
- なぜ「無視できるリスク」と判断に至ったのか、リスクの把握と評価には経験・能力 が必要となる
- 検査経験、社会基準の変化(人権への配慮要請の高まり等)、技術開発状況に応じてデューデリジェンスシステムを改善しなければならない

### 2) 事業者

(1) A社

#### ① A 社概要

A 社は50年以上の歴史を持ち、イギリス国内で主に建設業界に対して製材や床材を販売する木材輸入会社である。西アフリカ産広葉樹(カメルーン、コートジボワール等)、北米産広葉樹材、ヨーロッパ産広葉樹や、マレーシア、中国、インドネシアから製材を輸入しており、売上高は6千万ポンドである。A 社はイギリス木材貿易連合の会員であるが、監視団体にもなっているNGOが策定したデューデリジェンスシステムを使っている。当該NGOはデューデリジェンスシステムとツール、報告書フォームを無料で公開しており48、事業者は当該NGOを監視団体として契約しなくとも、そのシステムを使用することができる。

### ② デューデリジェンスの体制

2014年に、森林認証制度とデューデリジェンスの専門家を環境コンプライアンス部門責任者として雇用し、同部門がデューデリジェンスを担当する。さらにアフリカ諸国の林業の専門家も同部門で雇用している。同社は、2014年以前は、デューデリジェンスについて知見を有しておらず、実施をしていなかった。

環境コンプライアンス部門は取締役の下に設立され、調達部門とは独立しており同等の権限を持っている。木材製品の輸入と新しいサプライヤーとの契約の決定権は、環境コンプライアンス部門責任者にあり、デューデリジェンスは現地からの製品出荷前に行う。この構造によってリスク評価やリスク低減、そしてコンプライアンスに関する判断について客観性と独立性を担保できるとのことである。調達部門と意見が一致しない場合は、取締役が判断を行うことになる。

### ③ デューデリジェンス

NEPCon Sourcing Hub、FSC のリスク評価データベース <sup>49</sup>、Global Witness <sup>50</sup>、環境調査エージェンシー(Environmental Investigation Agency: EIA) <sup>51</sup>、グリーンピース、IMM FLEGT <sup>52</sup>、REM <sup>53</sup> と世界資源研究所(World Resource Institute: WRI)の Open Timber Portal <sup>54</sup>から各国の法制度、国リスク、樹種リスク、現地伐採事業者等の情報収集を行い、リスクを把握している。違法伐採と汚職に関してリスクの高い国、またはリスクが中レベルの国からの木材については、公的な伐採許可証、木材の輸送に係る文書、加工場、税金、そ

<sup>48</sup> https://www.nepcon.org/certification/legalsource/legalsource-due-diligence-system

<sup>49</sup> https://fsc.org/en/news/new-fsc-risk-assessments-available-0

<sup>50</sup> https://www.globalwitness.org/en/

<sup>51</sup> https://eia-international.org/forests/

<sup>52</sup> https://www.flegtimm.eu/

<sup>53</sup> https://rem.org.uk/supply-chains/otp/

<sup>54</sup> https://opentimberportal.org/

の他森林認証に係る文書を収集し、その内容を確認、評価する。汚職リスクが高い国では公 的文書を集めるだけでは十分でないという認識を持っている。

A社は、リスク低減措置として、優良なサプライヤーだけと契約するようにし、契約内容について修正を行った。例えば、違法伐採に関するリスクが高いとみなされる国からの輸入については、契約書の中で特定の森林(コンセッション)や製材所を指定し、森林管理とCoCに関する認証を契約条件とする。その結果、認証材の占める割合は2013年には輸入量の50%であったが、2018年には78%に達した。さらに、このことによって製品の品質向上と安定化につながった。

A 社の環境コンプライアンス部門責任者は、デューデリジェンスの留意事項として以下 を指摘している:

- サプライヤーが提供する情報や公的・証明文書は必ず検証する必要がある。
- 汚職リスクが高い国では、伐採許可証などの公的文書には特に注意が必要である。
- リスクが高い国では、サプライヤーからの報告だけでは十分でない。第三者によるサプライチェーンの監査が必要である
- 現地調査を定期的に実施することでサプライヤーと信頼関係構築につながり、現地の 問題や課題が理解できる

以下に A 社が中国、アフリカ (カメルーンとコートジボワール)、ブラジルからの輸入品に対して実施したリスク低減措置について述べる:

#### (a) 中国からの床材の輸入

A社は中国から床材を輸入している。原料となる木材はヨーロッパ産オークとマツ、およびカナダ産 SPF 材(スプルース、パイン、ファー)が使われ、中国で加工される。しかしながら、由来の分からない木材、または違法に伐採された木材が混入するリスクがあると判断し、リスク低減措置として以下の取組を行っている:

- NGO と契約し、中国のサプライヤーに対してデューデリジェンスに関するトレーニングを実施
- DNA テストと安定同位体による産地検査(安定同位体検査は、毎年 10 サンプルを 検査している)
- サプライヤーに対して産地等の検査を行うことを通知
- 第三者によるサプライチェーンの監査

#### (b) カメルーンとコートジボアールからの広葉樹の製材輸入

西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。こうしたリスクの認識に基づき、C 社は、

代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。また、調達 部門と一緒に現地視察(サプライヤーと森林)を実施し、サプライチェーンを確認してい る。

## (c) ブラジルからの輸入

A 社はブラジルからイペ等の天然林広葉樹の製材を輸入していたが、情報取集の結果、以下のリスクが無視できないレベルだと評価した:

- 同国の天然林樹種に係るリスク:NGO が報告した同国における木材の違法ローンダ リングの事例(グリーンピースの報告書)
- 汚職リスク: NEPCon Sourcing Hub、UNEP-WCMC の報告書、トランスペアレンシー・インターナショナルによる腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index, CPI)
- サプライチェーンの追跡性が困難であること:公的文書だけでは伐採許可証と紐づけ られないこと

上記リスクを低減するためには毎年の現地訪問調査が必要だと判断したが、同国からの輸入量が年間で2~3個のコンテナ分と少ないこと、そしてデューデリジェンスに係るコストを鑑みて、天然林材の調達先国を変えることが費用対効果の高いリスク低減措置になると判断して、輸入を停止した。

### (2) B社

### ① B 社概要

B社は、合板と MDF (中密度繊維板)、製材等を輸入、イギリスで販売する企業である。 イギリス木材貿易連合の会員であり、上述した連合の提供するデューデリジェンスシステムとツールを使用する。

B 社が取り扱っている主な合板は、ロシアとラトビアのシラカバを使った製品である。ロシア産シラカバ合板は 30 年以上取引を行っているロシア企業 1 社から調達しており、年間輸入量は約 12,000  $m^3$  である。その他に、EU 域内から年間 25,000-30,000 $m^3$  の木材を調達している。またイタリアとスペイン経由でガボン産のオクメ(Aucoumea klaineana)を年間約 500  $m^3$  輸入している。これは EU 域内からの輸入になるのでデューデリジェンスの対象ではなく、B 社がデューデリジェンスを実施するのは、ロシアとラトビアからの輸入製品だけである。

#### ② デューデリジェンスの体制

B 社には 20 人の社員がおり、その内、1 人が EU 木材規則遵守、認証関連、経理業務を担当し、デューデリジェンスの責任者である。残りは、10 人が調達・販売担当、3-4 人が管理業務、4-5 人が木材倉庫業務担当となっている。

デューデリジェンスの責任者は年間労働時間の 20%程をデューデリジェンス業務に使っている。調達・販売担当は、デューデリジェンス責任者の指示の下、サプライヤーと連絡してデューデリジェンスのために必要な情報を収集する。

### ③ デューデリジェンス:ロシア産シラカバ合板

B社は、ロシアの1企業のみからシラカバ合板を調達しているが、ロシア企業は6つの合板工場を所有しており、それぞれの工場が複数の森林から木材を調達している。B社は、合板加工場毎にデューデリジェンスを実施している。法律上、事業者は木材製品を購入し、市場に流通させる前にデューデリジェンスを実施することになっているが、実際には、サプライヤーと交渉しながら情報を収集しリスク評価を含むデューデリジェンスを実施している。調達・販売担当者は、商談のために、3ヵ月ごとにロシア企業を訪問し打ち合わせを行っており、その際にデューデリジェンスに係る情報収集を行っている。

B社の輸入する合板は、FSC 認証材を原料に使っており、加工場も FSC-CoC 認証を取得している。しかしながら、B社のデューデリジェンス責任者によると、ロシアからシラカバの合板を輸入する際には、森林認証書と CoC 認証書を入手するだけでは、十分にデューデリジェンスを実施したとはみなすことができず、認証監査報告書のレビューが必要だと指摘する。以下に、B社のデューデリジェンスについて取りまとめる:

## (a) 情報の取集

B社は、サプライヤーに依頼して、伐採の合法性を示すために伐採事業者と地方政府とのコンセッション契約書写しと、伐採後に伐採事業者が提出する森林利用報告の写しを収集している。これらの文書は、ロシア語で書かれているが、B社は、重要な情報が示される箇所を英語に翻訳し内容を確認している。さらに、伐採許可を発行する政府機関の情報についても把握し、コンセッション契約書が正しい政府機関とのものなのかを確認する。

また、合板工場に対して木材の供給先が申告通りであること、そして分別管理を行っている旨を記した自己宣言書を提出してもらうとともに、報告された森林(コンセッション)から伐採された丸太が工場で使われたかどうかを確認するために、伐採事業者(コンセッション所有者)との契約書写し、丸太の輸送に係る文書とインボイスの写し、合板工場の月ごとの丸太受け入れ記録を入手している。これら文書と FSC 森林認証と CoC 認証を証拠として、サプライチェーンマッピングを完成させる(図 4.11 を参照)

### (b) リスク評価

B 社が行ったリスク評価を表に取りまとめる (表 4.13)。EU 木材規則で定められた各リスクについて評価を行った結果、「リスクは無視できない」と判断した。

表 4.13 B 社がロシア産シラカバ合板で実施したリスク評価結果

リスクのタイプ	リスク評価	評価結果
伐採に関する法	• NGO (NEPCon 等) の報告書:ロシアにおける	リスクは無視で
令遵守リスク	違法伐採とロンダリングリスクを指摘している	きない
	• CPI(腐敗認識指数):28(138位/180国)	
	• 認証:FSC 認証材を使っている。工場は FSC-	
	CoC 認証を取得している	
特定の樹種の違	• チャタムハウス、EIA、Global Witness の報告書:	リスクは無視で
法伐採リスク	シラカバに関するリスクは指摘されていない	きる
紛争に関するリ	• 伐採地と合板工場の場所:ウクライナ国境から	リスクは無視で
スク	は離れている。	きる
国の汚職リスク	• NGO(NEPCon 等)の報告書と CPI:伐採地域	リスクは無視で
	と合板工場が位置する西ロシアに位置するが、	きない
	国全体で汚職のリスクがある	
国連と EU からの	• UN と EU の情報:ロシアはリストに載っていな	リスクは無視で
制裁	U	きる
サプライチェー	• サプライチェーンマッピングですべての段階を	リスクは無視で
ンの複雑性	把握(伐採事業者、合板工場、トレーダー)	きる
	• 合板工場の毎月の記録	

## (c) リスク低減

「無視できないレベル」だと評価したリスクを低減するために、B 社は、FSC 森林認証と CoC 認証の認証監査報告書を入手し、認証の内容について確認を行った。また、ロシアの森林(コンセッション)と加工場の現場視察を実施し、FSC 認証材が分別管理されていることを確認し、Soil Association の監査で証拠として提出するために写真を撮った。

B 社は、これらリスク低減措置をとることによって伐採の違法性リスクは無視できると 判断し、輸入を行っている。

## (3) C社

#### ① C社概要

C社は、イギリス木材貿易連合の会員である。1991年に設立され、西アフリカ諸国(カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国)から商品価値の高い製材を輸入、イギリスで販売している。インドネシアから木材製品を輸入しているが、FLEGTライセンス材であるためデューデリジェンスの対象外である。

サプライヤーの数はカメルーンに 5-6 社、コートジボアールに 3 社、コンゴ民主共和国 に 2 社である。これらの国からの製材輸入について、管轄官庁の検査を 2014 年と 2016 年

に受けた。

## ② デューデリジェンスの体制

C 社のデューデリジェンスシステムは、イギリス木材貿易連合の提供するシステムをベースにしており、毎年 Soil Association の監査を受けている。一人の責任者を任命し、調達・営業スタッフが協力してデューデリジェンスを実施している。

#### ③ デューデリジェンス

C社は、NGOの報告書を活用して、輸入国の木材生産に関する法制度、リスクの把握を行っている。西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。また、各国のリスクは、急には改善されることはないという認識を持っている。

このようなリスクの認識に基づき、C者は、西アフリカ材の輸入については、FSC森林認証材を活用している。西アフリカ諸国のように汚職リスクが無視できないレベルだと評価される国では、公的・証明文書を入手するだけでは十分ではないという認識から、フランス語で書かれた文書はグーグルで翻訳を行い、内容の確認を行っている。

また、C 社は、代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。製材所との契約書の中で伐採事業者(コンセッション)を指定することでリスク低減を行っている。それ以前は、どの森林から木材が調達されたのか把握できていなかったが、製材所と直接取引することで、製材所の原木の調達先を把握できるようになった。

特に、カメルーンとコンゴ民主共和国からの輸入に関しては、WRI が構築したオープンティンバーポータル(Open Timber Portal: OTP)の情報(図 4.13)を参考にして、当該国の伐採事業者レベルの評価を行い、供給源の選定を行った。

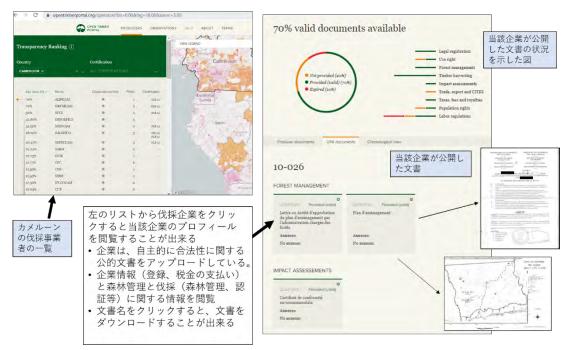


図 4.13 Open Timber Portal55で確認できる情報例

## オープンティンバーポータル (Open Timber Portal: OTP)

OTP は、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーンの伐採事業者の情報を取りまとめ、公開するウェブサイトである。米国に本部のある世界資源研究所(World Resource Institute: WRI)が、米国、ノルウェー、イギリス政府等の資金を得て開発し運営を行っている。

オープンティンバーポータルでは、以下の情報が公開されている:

- 当該国政府が提供した伐採企業リストとコンセッションの境界を示した地図
- 伐採企業が自主的にアップロードした法遵守を示す公的文書
- 伐採企業に関する NGO 等の第三者のコメント

また、オープンティンバーポータルは情報開示だけではなく、伐採企業がアップロードした文書から各企業の透明性を評価し、点数を付けている(法的要件となっている文書の総数に対する当該事業者が自主的にアップロードした文書の割合に基づく)。

オープンティンバーポータルは、西アフリカ諸国に焦点を当て、2020 年 3 月時点で 3 カ国 (コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーン) の情報を掲載しているが、ガボンや中央アフリカ共和国など他の木材生産国の情報を増やすことを検討している。

https://opentimberportal.org/operators?lat=0.00&lng=18.00&zoom=5.00

C社は、オープンティンバーポータル上で、透明性の高い伐採事業者から木材を調達するようにしている。高い透明性が必ずしも合法性を保証するものではないが、情報を開示している事業者の方が、何も開示していない事業者に比べて信頼できると評価している。また、オープンティンバーポータルは公的文書を公開していることから、C社は実際に入手した公的文書を確認するために活用している。

現場視察は、第三者機関を使わず、C社のデューデリジェンス責任者と調達・営業スタッフが一緒に 4 年毎に実施し、製材所から伐採現場までを確認している。同じサプライヤー(製材所)から調達していること、そして現場視察に係る労力とコストを考慮して、毎年実施する必要はないと判断した。